

第114回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（追加）

議案番号	件名	備考
第 132 号議案	宍粟市手数料条例の一部改正について	12月14日提出
報告第15号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	12月14日提出

第 1 3 2 号議案

宍粟市手数料条例の一部改正について

宍粟市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市手数料条例の一部を改正する条例

宍粟市手数料条例（平成17年宍粟市条例第85号）の一部を次のように改正する。
次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務		戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務	
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	[略]
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムにより行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
[略]			
届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	[略]		
届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円		
[略]		除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の	[略]

改正前

改正後

交付又は除籍証明書の交付

除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織により自動的に特定した当該除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムにより行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700円

[略]

届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付

[略]

届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務

書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350円

[略]

改正前	改正後
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

報告第15号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月14日提出

宍粟市長 福元晶三

記

令和5年10月16日公用車が起因となる物損事故

相手方



過失割合 市100%

損害賠償額 258,500円

専決年月日 令和5年11月29日



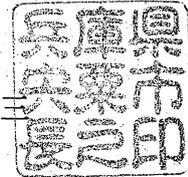
専決第7号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年11月29日

宍粟市長 福元 晶



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和5年10月16日午後2時頃、宍粟市山崎町宇野411番地4で発生した市公用車が相手方所有のカーポートに接触した事故における損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を100%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として、258,500円を支払うものとする。